

漁業の許可又は起業の認可の基準

(趣旨)

第1条 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、法第57条第1項の規定による漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。)第70条第1号及び第2号に掲げる漁業並びに高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。)第4条に規定する漁業(高知県の海面で操業するものに限る。以下同じ。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準を定めるとともに、漁業の許可等について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、法第57条並びに省令第70条第1号及び第2号に掲げる漁業並びに規則第4条第1項に掲げる漁業の許可に適用する。ただし、同項第1号に規定するもじやこ漁業、同項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業及び同項第3号に規定するさんご漁業には適用しないものとする。

(許可等をしない場合)

第3条 規則第9条に規定する許可等をしない場合の具体的な内容については、次のとおりとする。

(1) 規則第9条第1項第1号の「適格性を有するものでない場合」は、次のいずれかに該当する場合とすること。

ア 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。なお、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者の基準については、「高知県漁業調整規則第10条第1項第1号についての適格性の基準」に記載のとおりとすること。

イ 暴力団員等であること。

ウ 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちにア又はイのいずれかに該当する者があるものであること。

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

オ 使用する船舶等が次の基準を満たさないこと。

(ア) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項に規定する都道府県知事の登録を受けていない船舶

(イ) 漁船法第19条に規定する登録の取消しの対象となる船舶

(2) 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」は、正当な理由なく同一の者に対し、同一の漁業種類について

同時に2以上許可することとなる場合とすること。

(許可等の基準)

第4条 規則第11条第5項及び第7項に記載する許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数が、公示した船舶等の数又は漁業者の数を超えた場合の許可等をする者の基準は、次条の規定による優先順位のとおりとし、優先順位が高い者の申請から優先して許可等を行うこととする。なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した船舶等の数若しくは漁業者の数を超える場合は、規則第11条第6項の定めるところにより、同一の優先順位を有する者でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

(優先順位)

第5条 許可等の申請により、公示した船舶等の数又は漁業者の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 規則第14条第1項第1号に規定する知事が指定する知事許可漁業の場合（継続許可の対象となる漁業種類の場合）

優先順位を付与するための要件は次に示す3点とし、別表に示す優先順位が高い者から優先することとし、同順位内においては、その他の勘案事項を考慮し優先することとする。

ア 地域漁業の維持・発展に資する者として、漁業協同組合から推薦が得られ、当該推薦が適当であると知事が認めた者

イ 過去5年間漁業関係法令及び労働関係法令違反による処分を受けていない者

ウ 当該漁業の経営又は従事の経験がある者

なお、イ及びウについては当該漁業の申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を基準日とする。

(2) 規則第14条第1項第1号に規定する知事が指定する知事許可漁業でない場合（継続許可の対象とならない漁業種類の場合）

申請のうち、当該漁業の許可等を受けている者が当該漁業の許可の有効期間の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可等に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつて、総トン数及び馬力が当該許可等に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。）があるときは、その申請者に対して、他の申請者に優先して許可等をするものとする。

その他の申請者についての優先順位は、第5条第1号に準じるものとする。

(資料の追徴)

第6条 県は、規則第11条第5項及び第7項に記載する許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数が、公示した船舶等の数又は漁業者の数を超えた場合、速やかにその旨及び前条に規定する優先順位を決定するために必要な資料を追加で提出することができる期間について公示するものとする。

別表

優先 順位	ア 地域漁業の維持・ 発展に資する者とし て、漁業協同組合か ら推薦が得られ、当 該推薦が適当である と知事が認めた者	イ 漁業関係法令及 び労働関係法令違 反が過去5年間な い者	ウ 当該漁業の経 営又は従事の経 験がある者	その他の勘案事項
1	○	○	○	—
2	○	○	×	—
3	○	×	○	注1 同一の順位者 が複数人いる場合 は、規則第10条に 基づく処分の基準に 定める漁業に関する 法令及び労働に関す る法令の違反に係る 累積の合計点数の低 い者を優先すること とする。
4	×	○	○	—
5	○	×	×	上記注1と同様
6	×	○	×	—
7	×	×	○	上記注1と同様
8	×	×	×	上記注1と同様

※アからウまでの要件に該当する者を○とし、該当しない者を×と示す。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年1月18日から施行する。

別紙様式

〇〇漁業許可に関する推薦書

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和〇年〇月〇日に公示された〇〇漁業について、許可申請を行っている〇〇氏について、下記項目に記載のとおり、地域漁業の維持・発展に資する者として推薦します。

記

- 1 推薦する者
住所：
氏名：
- 2 漁業者所得の向上について
例) 〇〇氏は現在〇〇漁業を営んでいるが、現在申請している〇〇漁業と複合的な操業を図ることで、〇〇氏の漁業所得の向上が見込まれる。
- 3 地域水産業への波及効果について
例) 〇〇氏は〇〇地区を代表する中核的な漁業者であり、現在申請している〇〇漁業に新規着業することにより、漁獲物の〇〇の生産や流通販売が促進され、地域水産業の活性化に繋がることが見込まれる。
- 4 着業への準備行為について
例) 〇〇氏は自船及び当漁業に必要な漁具を既に所有しており、(当〇〇漁業に必要な漁具を購入するための資金を既に有しているため) 許可を受けた場合、早急な着業が可能である。
- 5 その他
例) 〇〇氏は令和〇年〇月に新規就業したものであり、将来の地域水産業を発展のためにも当許可漁業が必要な者である。